

会議名称	平成13年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成13年12月14日(金) 15時～16時45分	
場所	西棟6階 第5・第6会議室	
出席者	委員	江藤会長 上村委員 小井委員 篠委員 高橋委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 本橋委員 大泉委員 門脇委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：金子委員 布施委員)
	実施機関	皆川杉並保健所生活衛生課長 大塚営繕課長 小澄区政相談課長 手島介護保険課長 増井児童課長 福田杉並区立済美養護学校教頭
	事務局	納富区長室長 [IT推進課]玉山課長 藤本主査 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 森山主査 片山主査 丸山主査 [総務課]牧島副参事 山本係長 片岡主査
傍聴者	0名	
配付資料	事前	・平成13年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成13年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成13年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成13年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 ・杉並区情報公開条例・同条例施行規則
	当日	平成13年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録
次第	1 平成13年度第1回～第3回会議録について	
	2 報告・諮問事項	
	厚生労働行政総合情報システム(WISH)	諮問 24
	食中毒、違反・不良食品等	諮問 25
	施設計画保全情報管理システム	諮問 34
	施設計画保全	諮問 35
	区民意向の把握	諮問 36
	介護保険事務処理システム	諮問 37
	要介護認定支援システム	諮問 38
	介護保険事務処理システム	諮問 39
	介護保険給付分析・統集計処理システム	諮問 40
児童手当システム	諮問 41	
児童等探索	報告 15・諮問 42	
3 改正杉並区情報公開条例の施行について		
内容	1 平成13年度第1回会議録の確定	
	2 厚生労働行政総合情報システム(WISH)	答申
	3 食中毒、違反・不良食品等	答申
	4 施設計画保全情報管理システム	答申

	5 施設計画保全		答申
	6 区民意向の把握		答申
	7 介護保険事務処理システム		答申
	8 要介護認定支援システム		答申
	9 介護保険事務処理システム		答申
	10 介護保険給付分析・統集計処理システム		答申
	11 児童手当システム		答申
	12 児童等探索	了承	答申

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	はじめに、平成 13 年度第 1 回から第 3 回の会議録について、事務局より説明願います。
区 長 室 副 参 事	第 3 回会議録のみ次回の審議会で確定を行いたい旨の説明
会 長	まず、第 1 回会議録について訂正又は質問はございませんか。なければ確定したことといたします。 次に、第 2 回会議録について訂正又は質問はございませんか。
委 員	どの会議録も重要ですが、この会議録は特に重要なものになるのではないかと考えています。 まず、2 頁の資料 1 についての説明のところですが、住基ネットへ杉並区が参加するかどうかについては未定で、審議会の結果などを踏まえて早急に対応を決めていきたいと区民生活部長から説明があったと思います。 次に、資料 3 についての説明のところですが、「『住民基本台帳ネットワークシステム』におけるセキュリティ対策」は、国が作成したかなり分量がある資料から抜粋したものであると情報システム課長から説明があったと思います。 次に、9 頁の最初の委員はたぶん私のことで、住基ネットへの参加についてはいろいろ問題があるので賛同できないと記載されていますが、この問題点について具体的に発言をしたと思います。 次に、専用回線の問題について委員間でもやり取りがあったと思います。私のことについてだけ言いますと、専用回線だから情報が漏れる危険性が少ないかもしれないが、国としても心配があるので、セキュリティ対策を講じているということなのか確認をしたいと発言をしたと思うのです。それについて、情報システム課長からそのとおりであるという答弁があったと思います。 私としては、できたらこういうものも会議録に記載していただきたいと思います。
区 長 室 副 参 事	会議録の作成につきましては、要領の定めに従いまして、これまでも原則として要点筆記で作成してきましたので、今回もこのような形でご提案させていただきました。特に詳細な記録が必要な会議、あるいは有力な少数意見、反対意見も記載すると要領に定めがありますので、いま委員からのご指摘については、再度作成のうえご提案させていただきます。
会 長	それでは、第 2 回会議録については次回に確定することにさせていただきます。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
諮問 24・25 号	
会 長	はじめに、前回保留といたしました諮問 24 と 25 について、一括して事務局から説明願います。
情報システム課長	諮問 24「厚生労働行政総合情報システム(WISH)」についての説明
区 長 室 副 参 事	諮問 25「食中毒、違反・不良食品等」についての説明

会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	資料の2頁に「生活衛生課においてシステム操作員を3名に限定する」とありますが、この3名はどういう立場の方ですか。
生活衛生課長	食品衛生広域班の常勤職員5名のうちの3名です。
委 員	諮問25ですが、外部結合によって収集・提供される個人情報の項目がVANセンターサーバー群に入ると思うのですが、そういう情報がいつまで保管されることになるのですか。食中毒だと、例えば3年、5年経ったり、解決されれば自動的に消去されるというシステムなのですか。
生活衛生課長	食中毒はある限られた期間で起きます。その処理が終わった段階で削除することになりますので、通常ですと1カ月はかからないと考えております。
委 員	違反・不良食品の業者については、食中毒とは違った対応になると思うのですが、改善されたりすれば消去されるということですか。
生活衛生課長	これも同じ考えで、一定の処理が終われば削除するということです。例えば広域流通食品ですと全国的に出回る場合がありますので、その回収作業等が終わった段階で削除するということになっております。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問24と25は決定とします。
諮問24・25号決定	
諮問34・35号	
会 長	次に、諮問34と35について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問34「施設計画保全情報管理システム」についての説明
区長室副参事	諮問35「施設計画保全」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	老朽化した光ディスク機器だけを新しいものに取り替えるより、データ変換をしてパソコンで使用するほうが、コストや作業効率の面で非常にいいということで行うわけですか。また、データ変換業者というのは、データ変換だけをする専門の業者がいるのですか。
営繕課長	光ディスクは昭和62年ごろ導入したもので、現在もう部品がなく、壊れると動かなくなるという古いものです。この光ディスクの中にある修繕履歴等のデータを変換して、現在二つのシステムに分かれているデータを一元化することで、より効率のよい施設管理をしていくということですか。そのデータ変換を業者に委託します。
委 員	施設管理と個人情報の職員名、印影、所属、役職がどういうところで関係してくるのですか。
営繕課長	工事台帳、施設台帳、図面、通知書に職員名、印影、所属、役職が記録されています。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問34と35は決定とします。
諮問34・35号決定	
諮問36号	
会 長	次に、諮問36について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問36「区民意向の把握」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。

委 員	区民の皆さんが特定のテーマについて意見を表明するというのは良いことだと思うのですが、掲示板がホームページ上に掲載されて、通常ＢＢＳと言っているわけです。その際には意見を表明した区民の皆さんの名前、ハンドルネーム、ニックネームで表すこともありますが、その辺はどの程度載せる予定なのかお伺いいたします。
区政相談課長	ハンドルネームでも差し支えないと考えております。
委 員	本名でもいいし、ハンドルネームでも、特段ふざけた名前でもない限りは両方いいということですね。私はそういうことも、募集するに当たって区民の皆さんに知らせておいたほうがいいと思うのです。そうすると、もちろん区民のメールアドレスや生年月日というものは載らないと思いますが、掲示板に載るのはあくまでも本名あるいはハンドルネームだけだということによるしいですか。
区政相談課長	はい。
委 員	一般的なＢＢＳですと選択できるわけで、直接区民同士でやり取りできるようなシステムがないわけではありません。今回は広く区民の皆さんで論議をしてほしいという目的ではないからそれでいいと思うのですが、メールアドレスは載せないということですね。
区政相談課長	はい。
委 員	万が一、趣旨にふさわしくないような、わかりやすく言えば、個人の誹謗中傷などに対しては、事前にパスワードを差し上げるときに知らせているわけですから、チェックの段階で、発言内容が約束されたこととは違うということで、以後書き込みができないようになっているシステムですか。
区政相談課長	チェックの時点で削除が適当だということになりましたら、削除することをその本人にお知らせしたうえで削除します。その方がその後何も意見が言えないのかということですが、別な意見は書き込んでいただいて結構だというように考えております。
委 員	この事業を実施するに当たって、内部で決めているルールのようなものが当然あると思いますが、それはいま分からないわけですか。
区政相談課長	書き込みの禁止事項は、大きく６つ考えております。
委 員	資料にありますね。了解しました。一日一回の確認ということですが、閉庁日であっても掲示板そのものは動いているわけです。杉並区民の方は良識的な方が多いとは思いますが、この体制については状況を見て検討していただければと思います。いかがでしょうか。
区政相談課長	いま、委員ご指摘のように、そういった書き込みがそうあるとは思いませんが、様子を見て考えていきたいと思っております。
委 員	ＢＢＳというのはなかなか難しいものです。管理者が区ですが、返答を求める書き込みがほかの自治体にも結構あるのです。そういうときに、担当者などが掲示板に答えを書き込むのかどうか。

区政相談課長	区民の皆様のご意見をいろいろ書き込んでいただいて、その時点での区の考え方をその都度リアルタイムで書き込んでいくというようなことは、いまのところは想定しておりません。しかしながら、テーマによってはそういうことも必要な場合もあると考えております。
委員	その辺をきちんとしておきませんと、ほかの自治体の例ですと、質問に対して返答がないと怒る人がいたりします。
区政相談課長	ホームページには掲示板とは別に、区政へのご要望やご意見などについて述べていただく場所があります。いまご指摘のようなことがあり得るということですが、区へのご質問、ご要望などに対してはホームページのほかのところで扱うことを最初にお知らせしておくことも考えたいと思います。
委員	あくまでも区民の中での井戸端会議であるということにしておかないと、返事が来るものだと思い込んでしまうことがあるらしいのです。その辺は気を付けないと逆に不満が溜まってしまうと思いますので、よろしく願いいたします。
委員	これは、各所管課が、例えば男女平等推進センターが、今度男女平等推進条例を作ろうと思っているがどう思うかとか、作る必要がいまの段階であるかとか、割合絞ったテーマで投げかけるということですか。何でもいいとすると、めちゃくちゃなことになるかもしれないので、その辺を絞って、返答はしなくてもいいですが、時々交通整理をされるほうが、有効な意見聴取になるのではないかと思います。そういうふうにきちんとやっていると、悪意のものも少なくなってくるのではないかと思います。 名古屋のほうでは、電子メールの会議を特定の人に限って公開してやっていたようですが、テーマによってはそういう可能性もあるのですか。
区政相談課長	書き込みの禁止事項として「明らかにテーマに沿わない内容」がありますので、大きくずれるというようなことはあまりないと思っております。メールでのやり取りは現在のところ考えておりません。
委員	例えば1番の人の意見に対して「この人はこういうことでいいと言っているけれども、私は反対だ」みたいなことが書いてある場合がよくあります。こういう書き方はいいのですか。
区政相談課長	なかなか難しいところだと思いますが、個人や団体に対する誹謗中傷に当たらないものであれば、明確な反対、賛成というのは意見として許されるものだと思います。それが誹謗中傷に当たるかどうかというのは、各所管課で十分検討して決めることになります。それを蓄積していくことによって一定のルールが明らかになってくるのではないかと考えております。
委員	うまくやらないと、区に対して意見がほしいのに、誹謗中傷まではいかないとしても、発言者間でのやり取りに終始して、区のやりたいこととだんだんずれてくる可能性があると思うので、その辺は注意していただきたい。

区 長 室 長	いまいただいたご意見を十分参考にさせていただきたいと思います。「具体的な手順」に書いてあるようなことや「書き込み禁止事項」といったものを盛り込んだ規約を作り、事前にそれを了解いただいた方を対象として運営していきたいと思います。意図的に「書き込み禁止事項」を書いてみたり、意見表明の場であるということが前提であるにもかかわらず、質問を盛んにすることはルール違反ということになりますので、それは個別にご相談しながら良い方向に持っていく必要があると思います。
委 員	「書き込み禁止事項」に該当するかどうかは、区政相談課が判断するという理解でいいのですか。
区 政 相 談 課 長	これは各テーマを設定して意見をいただくとしている所管課で判断します。その判断を蓄積して全体の基準を作っていきたいと考えております。
委 員	禁止事項として「明らかにテーマに沿わない内容」がありますが、明らかかどうかは争いになりますから、「テーマに沿わない内容」としたほうがいいのではないですか。
区 政 相 談 課 長	実は私どもも悩んだところですが、「テーマに沿わない」としますと、テーマに沿っているのかいないのかという判断は難しくなりますので、誰が見ても明らかだという場合は削除させていただこうという考えなのです。
委 員	明らかか明らかでないかというのは、なお難しいのではないですか。「テーマに沿わない内容」というのは、こちらが判断すること、裁量行為なのです。明らかというのは、裁量行為に枠をはめられてしまっているわけです。
区 政 相 談 課 長	いまの件については、もう一度検討させていただきたいと思います。
会 長	やってみるといろいろと問題は出てくると思うのですが、成功すれば区政の発展に資するところ大だと思います。ほかにご意見はありませんか。
委 員	意見を述べたから何でも区で取り上げてくれると思われては困るので、これは意見だけをお聞きするもので、反対の意見もあるかもしれないけれども、ここで論議するのではないという注釈を付けておいたほうがいいのではないですか。出てきた意見を区で集約して、論議すべき問題なのかどうか判断すべきです。先ほど規約を作ると言われたのですが、要するにトラブルの少ないようにしておいたほうがいいのではないかと思うのです。
会 長	まだいろいろとご意見がおありかもしれませんが、諮問 36 は決定とします。
諮問 36 号決定	
諮問 37・38 号	
会 長	次に、諮問 37 と 38 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 37「介護保険事務処理システム」、諮問 38「要介護認定支援システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	項目の追加の理由について説明をしていただきたい。

介護保険課長	平成 11 年 7 月に審議会で決定いただいた後、平成 12 年 4 月から介護保険制度がスタートしたわけですが、その間に、保険料の軽減、訪問介護利用者負担の軽減、ショートステイの振替利用など国の特別対策により制度の一部手直しがありました。また、平成 14 年 1 月から支給限度額の一本化が図られるなど国が小さな修正を加えています。こうしたことに対応するため、所要の項目について整理させていただいたということです。
委員	23 頁の 259 と 260 は同じですが、何か意味が別々にあるのですか。
介護保険課長	重複していますので、消去する個人情報は 397 項目に訂正させていただきたいと思います。
委員	そうすると、24 頁の 341 と 342 についても同じことですか。
委員	166、167 も同じです。
会長	これは消去される個人情報の主体が違っているので、それを調べていただいたほうがいいのではないかと思います。
情報システム課長	次回、精査のうえ提示させていただくということでご理解いただきたいと思います。と思いますが、よろしいでしょうか。
会長	では、次回に報告してください。
委員	項目の中身が分からないのですが、例えば、10 頁の 264「過誤納重複有無」、18 頁の 939「メモ内容」とはどういうことですか。
介護保険課長	「過誤納」ですが、例えば、保険料が口座から引き落とされていたにもかかわらず、また納付書で納めていただいた場合など、保険料が誤って納付されたときなどに使用する言葉です。「メモ内容」ですが、督促等を行った際のメモを指しています。
会長	項目の中には分かりにくいものもあるかと思いますが、諮問 37 と 38 は決定とします。
諮問 37・38 号決定	
諮問 39・40 号	
会長	次に、諮問 39 と 40 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 39「介護保険事務処理システム」、諮問 40「介護保険給付分析・統集計処理システム」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。ないようですので、諮問 39 と 40 は決定とします。
諮問 39・40 号決定	
諮問 41 号	
会長	次に、諮問 41 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 41「児童手当システム」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	30 頁に 64「メモ」とあります。先ほどの諮問事項についても「メモ内容」というのが議題になりましたが、この「メモ」という表現は、一般の区民の方がご覧になるといろいろ誤解などが生じますので、もう少し検討されて何か良い用語を使用されたらどうかと思うのです。これは意見です。
委員	「メモ」を「聞き取り」としたらどうですか。

児 童 課 長	これにつきましては検討いたしまして、的確な表現に変えたいと思います。
委 員	「メモ」については、先ほどもほかの委員から発言があったのですが、ほかの所管課にも関係することだったら、区全体として統一したほうがいいのではないですか。
委 員	いま、おっしゃっていただいたとおり、共通の考え方で整理していただいたらどうかということをお先ほど申しました。
情報システム課長	確かにご指摘のとおりでございます。今後、項目についてはきちんと精査のうえ適切な使い方をしていきますので、よろしく願いいたします。
委 員	児童扶養手当の用語が父親のことばかりなのですが、母親についてはどうなのですか。
児 童 課 長	この児童扶養手当といえますのは、父親と生計を異にする児童を対象にしておりますので、父親の情報が必要になります。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 41 は決定とします。
諮問 41 号決定	
報告 15 号、諮問 42 号	
会 長	次に、報告 15 と諮問 42 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 11・諮問 22「児童等探索」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	複数の探索事業者があるのですか。
済美養護学校教頭	はい。
委 員	個人情報がかきちんと保護できる体制にある事業者かどうかといった事業者のランクなども含め、委託先についてはどのように考えていますか。
済美養護学校教頭	都立養護学校等では NTT ドコモがいちばん多いと思います。
委 員	そうすると、NTT ドコモの提供するサービスを利用するということですね。
済美養護学校教頭	現時点ではそう考えています。
委 員	「保護者の同意を得て」利用すると書いてありますが、あらかじめお話をしているのでしょうか。
済美養護学校教頭	本日の審議会を経てから、保護者に文書を出すつもりです。
委 員	保護者からこのような話が要望として随分出ているのですか。
済美養護学校教頭	今年度、延べ 10 件ほどありました。
委 員	公の席でお話すべきことではないかと思うのですが、私の子どももいま済美養護学校に通学しておりまして、過去何回か、特に下校時に行方不明になることがありました。画面上でもファクスでも 100m ぐらいの誤差ですし、PHS の場合は地下鉄でも通じるということで、大変素晴らしいサービスだと思います。進めていただければ、保護者としては大変助かります。これは意見です。
会 長	これは要するに、それぞれの家庭が業者と個別に契約しているものを学校で利用するということですね。

済美養護学校教頭	はい。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 42 は決定し、報告 15 は了承とします。
報告 15 号了承、諮問 42 号決定	
委 員	全体を通して意見があります。これは意見ですから、返事はいただかなくて結構です。行政が非常にきめ細かくなりますと、記録項目が大変多くなってくるのですが、この項目はそれぞれ杉並区個人情報保護条例に基づいたものです。特定個人を識別するような項目でなければならないわけです。ところが、よく見ますと、「様式」、「備考」、「メモ」といった一般的・包括的な表現があります。例えば「メモ」にはどういう内容を記録するのか。思想・信条がもしかすると入るかもしれない。それが個人情報であれば、その人の病状とか反対意見があるとか、きちんとそれを項目として載せなければいけないと思うのです。特に「様式」がここに入ってくるのは、どう考えても個人情報として考えられない。人間の様式というのはどういうものかよくわからないのです。大変でしょうけれども、やはり条例に基づいて一つ一つ精査したうえで、この審議会に出していただく必要があるのではないかと。ご検討をいただきたい。
会 長	非常に貴重な大事な意見だと思しますので、心してよろしく願いいたします。ほかになれば、事務局が答申案を作成するまで休憩いたします。
（休憩）	
会 長	再開します。いま配付されました答申案でよければ、審議会の答申として決定したいと思いますのですが、よろしいですか。
（異議なし）	
会 長	それでは、区長に答申したいと思います。 次に、改正杉並区情報公開条例の施行について事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	改正杉並区情報公開条例・同条例施行規則についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。ないようですが、事務局から何かありますか。
区 長 室 副 参 事 情報システム課長	次回は2月8日金曜日、午後2時に開催させていただきたいと思っております。 お急ぎでない委員の皆さんには情報システム課のほうへお運びいただきたいと思っております。今年度4月からオペレーション業務の委託を開始していることや、住基ネットにかかるサーバー類を設置しておりますので、その辺をご覧いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。
会 長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦勞様でした。